

府教委が異動年限を変更
私達は年次を区切った異動に反対です

府教委は3月3日付で、市町村教委に「教職員の異動年限について」を示し、同時に大教組に対して「説明」を行いました。

勤務年数上限を引下

内容は「異動対象者」について、現行の「新規採用者は、現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。それ以外の者は、現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途と

する。」のうち、新規採用者は変更しないが、それ以外の者について

「現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長8年を目途とする。」に変更することと移行期間（下表）を設けることです。

また、変更理由は、①教員の異動サイクルを早めることで、教職員の一層の資質向上を図る。②学校の活性化とともに、人事の硬直化を防ぐ。としています。これに対し大教組は「異動は勤務労働条件であり、



一方的な説明でなく、協議せよ。」と主張しましたが、府教委は「管理運営事項である。」として応じませんでした。（左上参照）

年次を区切る弊害

泉北教組は従来から、年次を区切った異動をしないように、各市町村教委に要求しています。教職員の異動については、各学校校内の職員配置の都合や、教職員個々の希望や事情を優先すべきと考えるからです。

地方公務員法
第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

労使関係における職員団体等との交渉等に関する大阪府条例
第四条 （前略）職員団体等との交渉において必要な範囲内で管理運営事項について説明を行うことを妨げない。

今回の変更で4年で異動となると、小学校では入学した児童を卒業まで継続的に見ることができず、中学校でも学年を一周すれば転勤となります。「6年の異動でも引継ぎや申し送りが十分にできていないのに、さらに混乱が予想される。」との声があがるのも当然です。

異動年限変更に伴う移行イメージ（府教委作成）															
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
異動年限の移行措置	現行：7年以上から異動対象 最長10年を目途							6年以上異動対象、最長10年を目途	5年以上異動対象、最長9年を目途	変更：4年以上異動対象、最長8年を目途					
現任校転任年度↓															
2014(H26)	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 異動対象	8年目	9年目	10年目 最長	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目	6年目	7年目
2015(H27)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 異動対象	7年目	8年目	9年目 最長	10年目	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目	6年目
2016(H28)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 異動対象	7年目	8年目	9年目 最長	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目	6年目
2017(H29)	前任校等	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 異動対象	8年目	9年目 最長	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目
2018(H30)	前任校等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 異動対象	7年目	8年目 最長	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目
2019(H31/R1)	前任校等			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 異動対象	7年目	8年目 最長	1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象
2020(R2)	前任校等				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 異動対象	6年目	7年目	8年目 最長	1年目	2年目	3年目
2021(R3)	前任校等					1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 異動対象	6年目	7年目	8年目 最長	1年目	2年目
2022(R4)	前任校等						1年目	2年目	3年目	4年目 異動対象	5年目	6年目	7年目	8年目 最長	1年目

公務労組連絡会は人事院に「物価高騰に対応した緊急勧告」を行うことを求めます。